

申 37 号

職場活動において重要な位置づけである
掲示板設置基準の一方的な不利益変更は認められない!



3月
4日

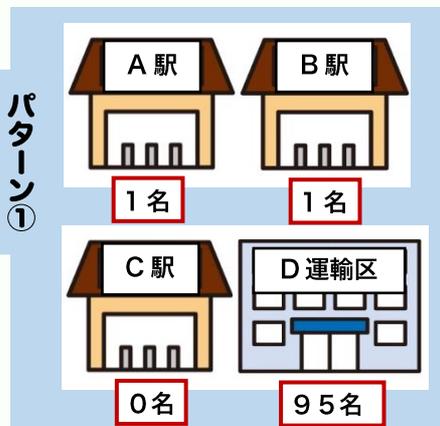
統括センター及び営業統括センター発足に伴う、 労使間の取扱いに関する協約第63条第4項 組合掲示板及び情報綴りの設置 に関する申し入れを提出

申し入れ項目

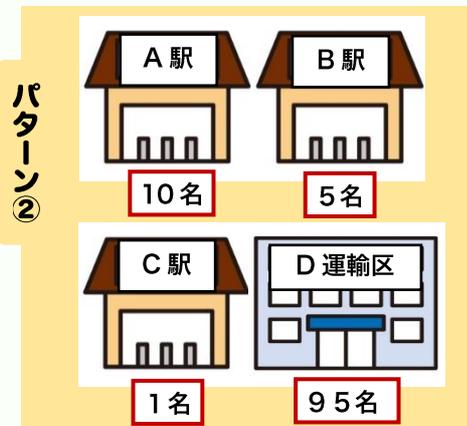
1. 設備部門において実施してきた組合掲示板の設置基準を撤廃した経緯と根拠を明らかにし、従前の設置基準に戻すこと。
2. 労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）を遵守し、組合員の正当な組合活動への不利益扱いを行わないこと。
3. 労使間の取扱いに関する協約を巡る問題が発生した場合には、速やかに労使議論を実施すること。

会社より説明された
内容（抜粋）

1. 統括センターにおける組合掲示板の設置基準については、「労使間の取扱いに関する協約」第63条4項の定めにより、統括センター内の会社が許可する作業場所（従前の駅または区所）に設置することができる。
2. 統括センターにおける情報綴りの設置基準については、総括センターにおいて2名以上の組合員が在籍する場合、統括センター内の組合掲示板が設置されていない会社が許可する作業場所（従前の駅または区所）に、それぞれ情報綴りを1枚設置することができる。
3. 有効期間については、令和6年（2024年）9月30日までとする。



掲示板1枚とその他の箇所情報綴り3枚を申請、許可を得て設置可能



掲示板2枚とその他の場所に情報綴り3枚(掲示板を設置しない箇所)を申請、許可を得て設置可能



掲示板1枚とその他の箇所情報綴り3枚を申請、許可を得て設置可能。
(現行は、掲示板3枚と情報綴り1枚)

正当な職場活動の保障のために、団体交渉に臨みます!



申
37
号



**統括センター及び営業統括センター発足に伴う、
労使間の取扱いに関する協約第63条第4項
組合掲示板及び情報綴りの設置に関する申し入れ**
3月8日 団体交渉を行う!

冒
頭

統括センター・営業統括センター発足に伴う「組合掲示板等」の設置基準について
「組合の情報宣伝活動を制約するものではない」ことを確認!!

3月12日以降発足以降、統括センター内の各駅・乗務員区所に「掲示板」と「情報綴り」の設置を求めています!!

1. 設備部門において実施してきた組合掲示板の設置基準を撤廃した経緯と根拠を明らかにし、従前の設置基準に戻すこと。

(回答) 組合掲示板の設置基準については、「労使間の取扱いに関する協約(令和3年10月1日締結)」に則り取り扱っているところである。

- 組合**
- 平成30年(2018年)9月末まで定められていた「技術センター・メンテナンスセンターにおける組合掲示板の設置基準(下記・オレンジ枠内参照)」が廃止となった経緯と根拠を示すこと。
 - (営業)統括センター発足の際【例=掲示板1枚設置箇所と掲示板1枚設置箇所が統合(掲示板は計2枚)し、その際の組合員が100名以下の場合、エリア内の箇所に掲示板が1枚・綴り1枚】となり、掲示板が減ることとなり、組合の情報宣伝活動に大きな制約が出る。発足にあたっては、平成30年9月末まで運用していた「技術センター」での設置基準を準用した考えで行うべきだ。

- 会社**
- ✓ 「技術センター・メンテナンスセンターにおける組合掲示板の設置基準」は平成14年から平成30年9月末まで定め、平成30年10月から運用している協約から現在の形となっている。なお、改訂の議論を行ってきた事実はあるが詳細は確認できていない。
 - ✓ 今回提示した「(営業)統括センターの組合掲示板の設置基準」を定めず、現在の協約の定めのみでの運用を検討したが、著しく掲示板等の設置枚数が減る。活動に制限が出ることは会社が望むものではない。過去の運用適用ではなく、今回提示している運用を合意し、3月12日以降進めていきたいと考えている。

【平成30年9月末まで定められていた、技術センター・メンテナンスセンターにおける「組合掲示板」の設置基準】
 (1) 現業機関で技術センターとメンテナンスセンターの当該組合員数を合算し、10名以上の組合員が在籍する場合(休職者等は除く)は、1組合につき1枚を限度として、技術センター、若しくはメンテナンスセンターに「組合掲示板」を設置することができる。
 (2) 当該組合員数が50名以上の場合については、1組合につき2枚までを限度として、技術センター、若しくはメンテナンスセンターに「組合掲示板」を設置することができる。
 ※以降、組合員が10人毎増える度に掲示板枚数が1枚ずつ限度が増え、「100名以上の場合で7枚までの上限」が最大数の設置基準となっていた。

2. 労使間の取扱いに関する協約(令和3年10月1日締結)を遵守し、組合員の正当な組合活動への不利益扱いを行わないこと。

(回答) 「労使間の取扱いに関する協約(令和3年10月1日締結)」に則り取り扱うこととなる。

- 組合**
- 正当な組合活動に対し、多くの職場で不利益扱いや活動が保障されていないことが散見される。さらに、掲示板について設置が1年以上要したり、綾瀬運輸区はいまだに設置されていない。直ちに是正・設置することを本社の責任で支社に指導を求める。
 - (営業)統括センター発足に伴い、新たに掲示板等設置を行う各箇所(乗務員区・駅)にて設置位置を事前に確認したり、職場に入ることは問題ないか。

- 会社**
- ✓ 組合活動に制限を設けたり、不利益扱いを考えていることはない。設置に関する申請を受け時間を要していることはあるが、検討は進めており協約に則って進めていく考えに変わりはない。
 - ✓ (営業)統括センター発足後は現行の各駅等が1箇所の考え方から、エリア(複数の駅・乗務員区所等)で1つの箇所とすることから、設置位置等を確認することに問題なく、特段の手続き等も発生しない。

掲示板未設置箇所について「本社の責任で」協約の履行が正しくされているか支社に確認・是正していくこと、不利益扱いを行わないことを確認!

3. 労使間の取扱いに関する協約を巡る問題が発生した場合には、速やかに労使議論を実施すること。

(回答) 「労使間の取扱いに関する協約(令和3年10月1日締結)」に則り取り扱うこととなる。

- 組合**
- この先将来に渡り、示されている取り扱いではない。今後、同様の取扱い変更の際は、労使議論と議論を成熟できる期間等の保障を求める。

- 会社**
- ✓ 各種施策含めて、成案になり次第示していく考えに変わらない。

交渉での確認事項等について、職場で「正しく履行されること」を強く求める!